



興

南

中

学

校

令和3年度



の

生

活

校 訓

- ◎ 創 造 自ら学び、個性を発揮できる生徒
- ◎ 敬 愛 他を思いやり、互いに高め合うことのできる生徒
- ◎ 不 撓 自ら考え、判断し、たくましく行動できる生徒

興南中学校での日常生活・・・5つの目標

- 1 身なり 中学生らしく清潔感のある身だしなみにしましょう。
- 2 礼 儀 さわやかな挨拶と正しく丁寧な言葉遣いを心がけましょう。
- 3 時 間 時間を守りましょう。
- 4 学 習 登校、授業、部活動等の時間を守りましょう。
- 5 清 掃 熱心に行い、すみずみまで美しくしましょう。

校 章



- 1 若い立山杉（世界へ伸びゆく姿）
- 2 3本の立山杉（創造・敬愛・不撓^{ふとう}）
- 3 3角 （手をつなぐ、団結、協調）
- 4 中は鳥を表す（国際化に向かってはばたく姿）
- 5 色彩
 緑……………希望、若さ、平和
 オレンジ…………若い情熱、やり抜く意志

生徒心得

- 1 始業時刻 8 時 10 分までに自席に着席する。
- 2 登校後は校外に出てはならない。外出の必要があるときは、担任の許可を受ける。
- 3 遅刻・早退・欠席の場合には担任に届ける。
- 4 下校時刻を守る。
- 5 貴重品、携帯電話等、学校生活に不必要なものは持ってこない。
- 6 自転車通学希望者は、担任に申し出る。
- 7 アルバイトは、原則として禁止である。(ただし、やむ得ないときは担任に相談する。)
- 8 住所・氏名などに変更があった場合は、すぐ担任に届ける。
- 9 服装・頭髪については端正・清潔にしておく。
- 10 興南中学校の生徒であるという「自覚」と「誇り」をもって行動する。

校内生活

A 礼儀

- (1) 登下校時には、お互いに心のこもった挨拶をしましょう。
- (2) 来校者に会ったときには、会釈とさわやかな挨拶をしましょう。
- (3) 言葉づかいは、丁寧に正しくしましょう。
- (4) お互いに人格を尊重して、礼儀正しくしましょう。

B 持ち物

- (1) 授業に必要な物は、前日にそろえておきましょう。
- (2) 所持品には、学年・組・氏名をはっきり書いておきましょう。
- (3) 落とし物をしたり見付けたりしたときは、すぐに先生に届けましょう。

C 清潔・整頓

- (1) 頭髪や身体は、いつもきれいにしておきましょう。
- (2) 清潔なハンカチ、ティッシュを用意しておきましょう。
- (3) 教室や廊下の窓を開けて、空気を入れ換えましょう。
- (4) 席を立つときは、いすを机の下に入れましょう。
- (5) 玄関では、外履きの泥をよく落としましょう。
- (6) 清掃はみんなで協力して、美しくなるよう努めましょう。

交通安全

- (1) 交通規則を守って、交通安全に努めましょう。
- (2) 自転車通学許可生徒は登下校時（自転車に乗るとき）必ずヘルメットをかぶりましょう。
- (3) 道路上での遊びは止めましょう。
- (4) 友達の家には、宿泊しないようにしましょう。
- (5) 地域の活動に積極的に参加しましょう。

D 身なり

男 子

女 子

項目	内 容	項目	内 容
制服	・標準マーク付学生服 ・標準マーク付黒ズボン ・白色長袖カッターシャツ着用 ・名札は左ポケットに黒糸で付ける ・冬期間は制服の下に紺色セーター・カーディガンも可（黒色、灰色可）	制服	・学校指定のブレザー・スーツ型上衣にスカート ・白色丸えりブラウス ・名札は左胸に黒糸で付ける ・紺色ひもタイ ・冬期間は冬服の下に紺色Vネック・セーター・カーディガンも可（黒色、灰色可）
夏制服	・白色長袖・半袖カッターシャツ ・盛夏は半袖開襟シャツ可 ・標準マーク付黒ズボン ・名札は左ポケットに白糸で付ける	春秋制服	・学校指定の白色丸えりブラウスにスカート ・紺色ひもタイ ・白色丸えりブラウスの上に紺色のベスト着用 ・名札は左胸に黒糸で付ける
ベルト	・黒色でデザインが派手でないもの	夏制服	・学校指定の半袖ブラウスにスカート ・名札は左胸に白糸で付ける
靴下	・白色、紺色、黒色でワンポイント可	靴下	・白色、紺色、黒色でワンポイント可 ・黒色タイツを着用してもよい。

共 通

項目	期間	内 容
名札	通年	校章入りの名札を所定の場所に付ける。
履き物	通年	内履き 外履き 雨ぐつ スノーシューズ ・学校指定の白シューズ（学年色のラインあり） ・運動靴（体育の授業で利用できるもので、白色が望ましい） ・ビニール又はゴムぐつ ・冬期に使用してもよい。
雨 具	通年	かさ ・色は自由でビニールかさも可・記名する。
防寒具	冬期	防寒具等に関しては、10月中旬に「防寒具について」を配布予定
かばん	通年	規定は特に設けない 望ましいもの ・十分強度があるもの ・ふたがしまり、1日分の教科書が入る大きさのもの。

制服移行期間

男子			女子			
期間	冬服 学生服	夏服 カッター シャツ	期間	冬服 ブレザー	合服 ベスト	夏服 半袖 ブラウス
～5月10日	●	—	～5月10日	●	—	—
5月11日 ～6月10日	○	○	5月11日 ～5月20日	○	○	—
			5月21日 ～5月31日	—	●	—
			6月1日 ～6月10日	—	○	○
6月11日 ～9月20日	—	●	6月11日 ～9月20日	—	—	●
9月21日 ～10月31日	○	○	9月21日 ～9月30日	—	○	○
			10月1日 ～10月20日	—	●	—
			10月21日 ～10月31日	○	○	—
11月1日～	●	—	11月1日～	●	—	—

●：完全実施 ○：移行期間

原則、上記期間を移行期間とする。日程詳細は、その都度伝達する。

行事によっては、服装を指定する場合がある。

(例：修学旅行、宿泊学習、興南のつどい等)

また、天候によっては期間を変更することもある。

標準学生服

男子の制服

上着丈は、まっすぐ指を伸ばして、中指の第2関節ぐらいの長さです。

衿の高さ3.5～4cm

名札

ポケットは斜め、または縦型

ベルト通し(か)の長さの標準は4.5～5cm、7本の標準は7～9本です。

ズボンの型は自然なストレート型

裾端なすのしぼりはありません。

袖口は水平になっています。

袖口はストレート、ボタンは2ツか3ツ

ファスナー(チャック)付は変形です。

裏地は無地(刺繍や絵柄のついたものは不可)

スリ幅の標準は22～25cm前後です。

裾はシングル主流です。ダブルの場合は裾は8～4cm程度が適当です。

名札

名札

女子の制服

名札

名札

名札

生徒会会則

第一章 名 称

第 1 条 本会は、興南中学校生徒会と称する。

第二章 目 的

第 2 条 本会は、会員の自主的活動と協力によって、学校生活の改善とより高い校風づくりを目的とする。

第三章 構 成

第 3 条 本会は、学級を母体とし、全生徒をもって構成する。

第四章 総 会

第 4 条 総会は、生徒会の最高決議機関とし、次のことを審議、承認する。

1. 活動方針
2. 予算
3. 決算
4. 会則の改正
5. その他議会で必要と認めた事項

第 5 条 会長は、必要に応じて総会を召集する。

第 6 条 臨時総会は、下記の場合に開く。

1. 議会が必要と認めたとき
2. 会員の3分の1以上が召集を要求したとき

第 7 条 総会は、会員の3分の2以上の出席によって成立する。

第 8 条 総会の決議は、出席者の多数決による。

第 9 条 総会には、次の委員をおく。

1. 議長
2. 副議長

第 10 条 議長・副議長は総会で選出する。

第五章 議 会

第 11 条 議会は、各学級代表男女1名の代議員をもって構成し、必要に応じて会長がこれを召集する。

第 12 条 議長および副議長は、総会の議長・副議長が兼ねる。代議員が議長、副議長に選ばれた場合はその学級より補充を行う。

第 13 条 議長は、議会を代表して議会の運営にあたる。副議長は、議長を補佐し、議長が事故あるときはこれにかわる。

第 14 条 議会は、第2条達成のために必要な事項の決議機関とする。ただし、第4条の事項については、総会の決議を必要とする。

第 15 条 議会は、下記の場合に開くことができる。

1. 会等が必要と認めたとき

2. 代議員の3分の1以上が召集を要求したとき

第16条 議会は、代議員の3分2以上の出席によって成立する。

第17条 議会の決議は、出席代議員の過半数とする。

第18条 議会は、必要に応じて特別委員を委嘱することができる。

第19条 議会は、公開する。

第六章 執行部会

第20条 本会は、下記の役員をおき、執行部を構成する。

会長1名、副会長1名、執行委員4名、実践部長9名（9実践部）

第21条 会長、副会長、執行委員は会員の投票により選出する。選挙規定は別に定める。

第22条 実践部長は、会長の委嘱による。

第23条 会長は、本会を代表し、会務をつかさどる。副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはこれにかわる。執行役員は会則・会員名簿、議会・議会の議事録、行事の記録を保持する。

第24条 執行部の任務、次のとおりとする。

1. 議会の決定事項の執行
2. 緊急事項の決定執行
3. 各種原案の作成
4. 議会の召集
5. 総会の召集

第25条 役員の任期は、1年間とする。

第七章 実践部

第26条 本会は、各学級より選出された実践部員をもって部会を構成する。

第27条 実践部会は、毎月1回、部長がこれを召集し、実践事項の反省と次の実践目標を決める。

又、部長が特に必要と認めた場合は、実践代表会議を開くことができる。

第28条 実践部の名称、目的は、およそ次のとおりとする。

1. 校紀実践部 学校内の規律に関する事項の企画と実施
2. 美化実践部 校舎内外の美化・保全に関する企画と運営
3. 学習実践部 学習事項の企画と実施、校内掲示の企画と実施
4. 広報実践部 校内放送の企画運営と視聴覚機器の活用
5. ボランティア実践部 学校内外におけるボランティア活動の推進、企画と実施
6. 保健実践部 健康的な生活を送るための活動の企画と実施
7. 体育実践部 体力増強に関する企画と運営、駐輪場の管理
8. 給食実践部 学校給食に関する企画と運営
9. 図書実践部 図書館業務の企画と運営

第八章 会 計

第 29 条 生徒会運営のため、毎月会費 200 円を徴収する。

第 30 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。前期・後期に分けて報告する。

第九章 顧 問

第 31 条 生徒会機関の各部門に顧問若干名をおき、運営についての助言、指導をする。

第十章 最高決定権

第 32 条 学校長は、この会の運営について最高決定権をもつ。

第十一章 会則の改正

第 33 条 会則を改正するには、議会の 3 分の 2 以上の賛成と総会の 3 分の 2 以上の賛成を得、学校長の承認を得なければならない。

第 34 条 附則 この会則は令和元年 9 月 28 日より一部改正する。

生徒会役員選挙規定

第1章 総 則

- 第1条 この規定は生徒会役員選挙の方法を定め、会員によって公正な選挙を行われることを目的とする。
- 第2条 選挙は9月に行う。ただし、補欠選挙はこの限りではない。
- 第3条 生徒は生徒会役員の選挙権及び被選挙権を有する。ただし、選挙管理委員は被選挙権を有しない。
- 第4条 立候補者名簿に誤りや、漏れがあるときは、立候補者はただちに選挙管理委員会に異議申し立てをすることができる。

第2章 選挙管理委員会

- 第5条 選挙に関する一切の事務は、選挙管理委員が行う。
- 第6条 選挙管理委員は、各学級より1名選出する。選挙管理委員等・副委員長は選挙管理委員の互選によって決定する。
- 第7条 選挙期間は選挙管理委員会で決め、選挙期日7日前までに告示しなければならない。
- 第8条 選挙管理委員の任務は次のとおりとする。
- 1 選挙期日の決定
 - 2 立候補者名簿の作成
 - 3 立候補の受付及びその発表
 - 4 立会演説会の開催と管理
 - 5 選挙運動についての指示
 - 6 投票方法、投票会場、投票用紙、投票箱の準備と管理
 - 7 開票及び結果発表
 - 8 選挙記録の作成、保存、引き継ぎ
 - 9 認証式
 - 10 その他選挙に必要な事項

第3章 立候補及び選挙運動

- 第9条 選挙により会長1名、副会長1名、執行委員4名を選出する。
- 第10条 立候補は推薦人の署名とした所定の届けを告示後、選挙管理委員に提出する。立候補及び推薦書の様式は選挙管理委員会で定める。
- 第11条 選挙運動は、立候補の届け出後でなければならない。
- 第12条 選挙運動は、学習をさまたげないように行う。
- 第13条 選挙管理委員会は選挙運動のための文書及びポスターに関して制限することができる。
- 第14条 立候補者は立会演説をする。

第4章 投票及び開票

第15条 投票及び開票の管理は、選挙管理委員会が行う。

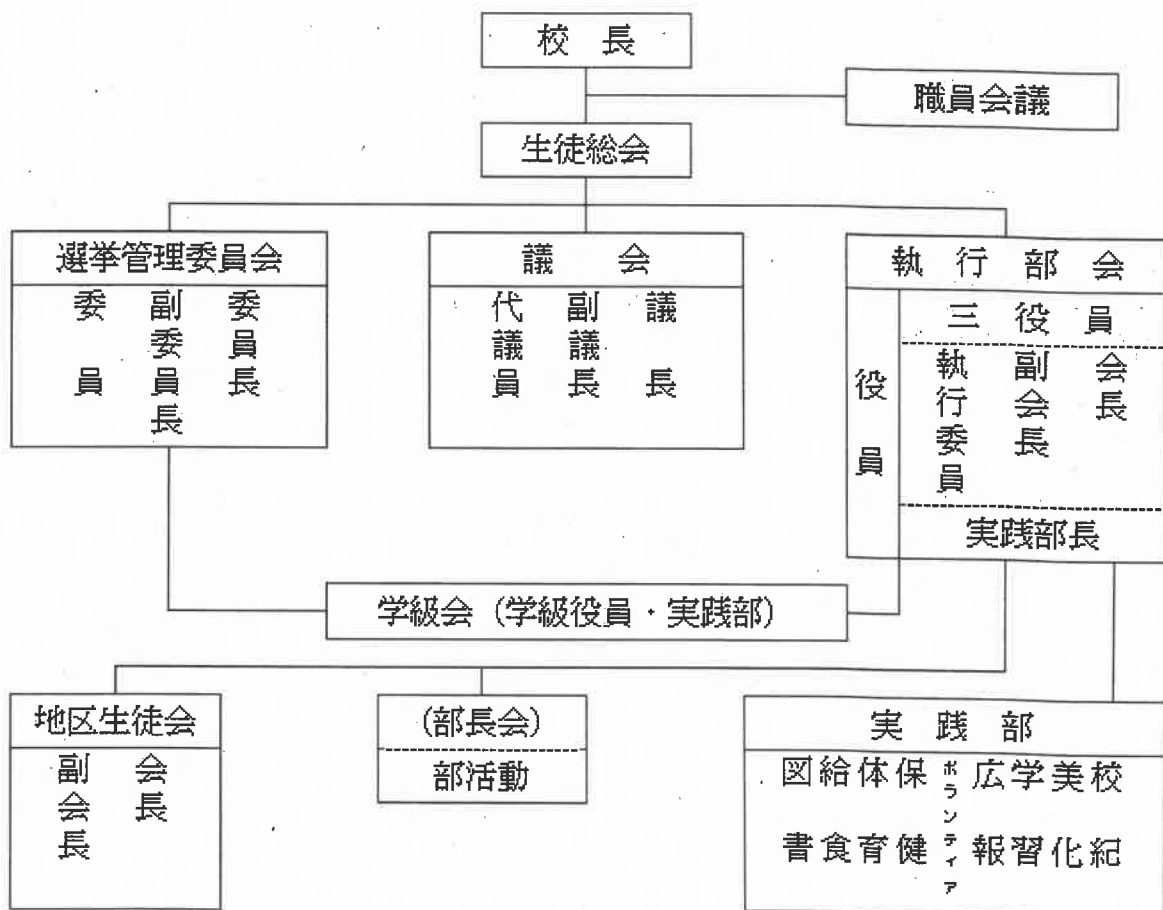
第16条 有効投票の多数を得た者から順次当選者を決定し、得票が同数の場合には、抽選で当選者を決定する。

第17条 立候補者が定数を超えない場合は、信任投票をする。

第18条 有効、無効投票の判断については選挙管理委員会がこれを決定する。

第5章 附 則

第 19 条 本規定の改正は議会において可決された後、学校長の承認を得たときに成立し、ただちに施行される。



部 活 動 規 則

1 部活動の時間

終学活後～16:30（16:40下校完了）

2 部活動の延長について

- (1) 試合や発表会等を控えたり、その他必要が生じたりした場合に延長を認める。
- (2) 部活動顧問は参加生徒の保護者から「延長部活動・特別延長部活動参加許可願」を受理し、「延長部活動・特別延長部活動参加生徒名簿」を作成して、校長に提出する。
- (3) 大会を控え、中間・期末評価期間中に練習を行う際に部活動顧問は参加生徒の保護者から「特別練習参加届」を受理し、「特別練習実施承認願」を作成して、これらを校長に提出する。

- (4) 延長時間は下記のとおりとする。

〔午 前〕 7:20～ 8:00

〔午 後〕 終学活終了後～16:30（16:40下校完了）

〔延 長〕 終学活終了後～17:20（17:30下校完了）

〔特別延長〕 16:30～17:50（18:00下校完了）

※学校が認めた大会に限り、一週間程度の特別延長を認める。

※冬季…11月上旬～2月末は、16:50（17:00下校完了）とする。

（気象によっては、変更することもある）

※練習時間は2時間程度

- (5) 延長部活動は原則として顧問の監督の下で行う。

3 部活動時間の変更や活動中止について

- (1) 天候状態（大雨・強風・大雪等）が悪いときは中止する。
- (2) 評価（中間、期末、学年末）実施（1日目）の一週間前から活動を中止する。
- (3) 学校行事や研究会等がある場合は中止する。

4 休日の部活動について

休日の部活動は顧問を通じて部活動担当の先生へ活動希望日を前月中に申し出て、校長の許可を受ける。その際、顧問が指導・監督にあたることを原則とする。

5 長期休業中（春・夏・冬休み）の部活動について

部の代表生徒は、職員室に来室し、開始と終了を必ず日直当番の先生に報告する。その際に、活動時間や活動場所、参加生徒数を部日誌名簿に記入する。

6 部員の心得について

- (1) 入部及び退部は保護者、学級担任、部活動顧問の同意を得て、「入部願」又は「退部願」に三者の捺印を受けて認められる。また、2・3年生は、年度当初に

「入部願」を提出することにより、継続加入を確認する。

- (2) 練習場所や部室は常に整理整頓に心がける。(体育館はモップがけを行う)
- (3) 部室への出入りは、部活動時のみとし、施錠を厳重にする。
- (4) 部活動の場所に持ち物を全て持っていく、原則として教室に戻らない。また、ルールやマナー、時間を守って活動する。
- (5) 元気な挨拶や正しい言葉遣いを心がける。来校者や地域の方にも挨拶をする。
- (6) けがや体調不良の生徒が出た場合、その他のトラブルが発生した場合は、すぐに顧問や職員室・保健室の先生に知らせる。
- (7) 部活動を欠席する場合は、顧問、部長に必ず伝え、無断欠席をしない。

7 その他

- (1) 部室の鍵は顧問が保管する。(職員室の定位置とする。)
- (2) 試合や発表会、講習会、強化練習会等に参加する場合は、事前に大会参加申込や参加届けの書類を校長に提出(部活動担当教諭経由)して許可を受ける。また、大会参加後に結果報告を行う。
- (3) 少なくとも週休日のうち1日を休養日することとし、これを含む週2日以上の休養日を設定する。

部 活 動 部 長 会

- 1 運動部・文化部の各部長で編成し、その任期は1年(7・8月～翌年7・8月)とする。
- 2 部活動部長会は、各部の相互連絡をとり、部活動を規律正しく、効果的なものにする。
- 3 各部の予算の決定・施設・設備の利用工夫等、必要に応じて連絡会をもつ。

地 区 生 徒 会

- 1 地区生徒会は、各通学区を単位として構成される。
- 2 会員は、各地区で自治的な生活を営み、明るい地域づくりに協力することを目標とする。
- 3 地区生徒会は、会長・副会長を選出するとともに、定期的に集会を開き、行事計画等を立てる。
- 4 各地区生徒会で、行事を行う場合は、PTAの地区委員や顧問教師と相談し、十分連絡をとって実施する。
- 5 会員は、互いに親睦を深め、交通安全や非行防止等に協力し、地区生徒会活動の向上に努める。
- 6 集会は下記のとおり行う。
 - ・定期集会・・・5月、6月に開く。
 - ・臨時集会・・・その都度、適宜開く。

興南中学校校歌

大島 文雄 作詞

大澤 欽治 作曲

mp

1. たてやまのぼう あさひをささげに だいちのうえ
 2. みなみのやまの みずきよらか にくまのわいふ
 3. ぎんれいあかく ゆうひにも かいで きびしいふゆ

mf

に ひか りを そそ ぐ わ が ぼ こ う こ
 く せの おと ちか く ゆ が じょ う の こ
 の そら の そ こん ふ う せ つ の あしれ

に が や き わ か き ひ は こ こ に は な さ
 れ る に わ に て す い さ や か く こ も に が な お
 ん に た え て い さ ん ぎ よ く く お も わ つ ら め

mp

く こ の ま ど に ま な ぶ も の ち
 う こ あ の よ を き な ず う も の の まわ
 く あ つ の の を き な ず う も の の

せ い さ や か な き み ち を ゆ く く
 こ ら じ せ かつ の み ち を ゆ ゆ
 ぐれ いら っ せん の み ち を ゆ ゆ

校 歌

一、立山連峰 朝日をささげ

大地の上に 光を注ぐ

わが母校 ここに輝き

若き日は ここに花咲く

この窓に 学ぶもの

知性さやかな 道を行く

二、南の山の 水清らかに

熊野川行く 瀬の音近く

友情の あふれる庭に

すこやかな 面輪が匂う

明日の世を 担うもの

まごころあつき 道を行く

三、銀嶺あかく 夕日に燃えて

きびしい冬の 空の荘厳

風雪の 試練に耐えて

いさぎよく 意志をつらぬく

次の世を 築くもの

われら実践の 道を行く

興南中学校応援歌

若林 奈穂美 作詞

高柳 美智代 作曲

1. ね つ じ ょ う も や す わ こ う ど よ
2. と う し み な ぎ る わ こ う ど よ

た か き り そ う を も と め つ つ
む ね た か な り て あ せ に き る

ゆ う し ょ う め ざ し ね っ き と き は く せ い
い の ち も や せ よ ふ く つ の わ れ ら ち か

こ ん か た む け り い ざ す す め こ う
ら の か ぎ ー り い ざ き そ え こ う

な ん け ん じ に し ょ う り あ れ
な ん け ん じ に し ょ う り あ れ

応 援 歌

一、熱情燃やす 若人よ

高き理想を 求めつつ

優勝めざし 熱気と気迫

精魂かたむけ いざ進め

興南健児に 勝利あれ

二、闘志みなぎる 若人よ

胸高なりて 汗握る

命燃やせよ 不屈の我等

力の限り いざ競え

興南健児に 勝利あれ

インフルエンザ治癒報告書

(宛先) 富山市立興南中学校長

年 組 生徒氏名

上記の者は、インフルエンザ（疑いを含む）を発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過し治癒しており、他に感染のおそれがないことを報告いたします。

記

1 発症日からの経過（「月/日」「発熱の有無」の欄を記入してください。）

発症日は、「発熱した日、または診断されるきっかけとなった症状がみられた日」とし、0日目から数えます。出席停止の基準は下の表のとおりですが、医師から基準より長く出席停止を指示された場合や登校可能な日を過ぎても体調がすぐれない場合は、無理をさせず医師の指示に従ってください。

発症日からの 日 数	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
月 / 日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
発熱の有無 (いずれかに○)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
発熱がなかった場合	症状が出た日									
発熱があった場合 ※解熱日より、登校が 可能になる日が異なる。	解熱日									
		解熱日					登校可能			
			解熱日							
				解熱日						
					解熱日					
						解熱日				
							登校可能			
								登校可能		
									登校可能	
							解熱日			登校可能

※ の部分は、出席停止の期間です。

※ 発症3日目以降に解熱した場合は、解熱日が1日延びるごとに1日ずつ出席停止期間も延びていきます。

2 診断名 インフルエンザ (A型・B型)

※ 型が分かっている場合は、該当するものに○を付けてください。

3 発症日 令和 年 月 日 ()

4 受診日・受診先 令和 年 月 日 () 医療機関名

5 欠席した期間 (出席停止期間) 令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

※インフルエンザ（疑いを含む）の診断あるいは症状により、欠席した期間を記入する。

保護者氏名



出席停止の連絡票

令和 年 月 日

保護者様

富山市立興南中学校長

風しん、麻しん、水痘、流行性耳下腺炎等は、学校保健安全法により、医師の許可があるまで出席停止の扱いとなりますので、医師と相談の上、適切な処置をとられるようお願いいたします。

記

1 氏名 年 組 氏名

2 理由 百日咳・麻しん・流行性耳下腺炎・風しん・水痘・咽頭結膜熱
結核・髄膜炎菌性髄膜炎・腸管出血性大腸菌感染症
流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎
その他（ ）の疑い

3 期間 学校保健安全法施行規則第19条第2項に規定されている期間
または病状により医師が感染のおそれがないと認めた日まで

※

年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）まで（ 日間）

※は後日学校(園)で記入

主治医様

上記の疾病は、感染のおそれなくなるまで登校(園)できないことになっています。
診断・治療の上、下記に登校(園)許可日を記入していただき、本人にお渡しく
ださいますようお願いいたします。

登校(園)許可証明書

学校(園)長様

病名:

登校(園)許可日 令和 年 月 日

診断日 令和 年 月 日

主治医氏名

- この連絡票は、登校(園)される際に必ず学校(園)にお返しください。
- 不明な点がありましたら、養護教諭または担任にお問い合わせください。

対象疾病		出席停止の期間の基準				
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで				
	クリミア・コンゴ出血熱					
	痘そう					
	南米出血熱					
	ペスト					
	マールブルグ病					
	ラッサ熱					
	急性灰白髄炎（ポリオ）					
	ジフテリア					
	重症急性呼吸器症候群 ※1					
	中東呼吸器症候群 ※2					
	特定鳥インフルエンザ ※3					
第二種	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで	ただし、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない ※出席停止期間の基準で「発症した後△日を経過」「解熱した後△日」と規定されている場合、症状が出た日（解熱した日）の翌日を1日目として数える			
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで				
	麻疹	解熱後3日を経過するまで				
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで				
	風しん	発しんが消失するまで				
	水痘（みずぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで				
	咽頭結膜熱	主要症状消退後2日を経過するまで				
	結核					
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで				
	コレラ					
	細菌性赤痢					
	腸管出血性大腸菌感染症					
	腸チフス、パラチフス					
	流行性角結膜炎					
	急性出血性結膜炎					
	その他の感染症			感染性胃腸炎	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる	
				サルモネラ感染症		
				カンピロバクター感染症		
				マイコプラズマ感染症		
				インフルエンザ菌感染症		
				肺炎球菌感染症		
				溶連菌感染症		
				伝染性紅斑（りんご病）		
				RSウイルス感染症		
				EBウイルス感染症		
				単純ヘルペスウイルス感染症		
带状疱疹、手足口病						
ヘルパンギーナ						
A型肝炎、B型肝炎						
伝染性膿痂疹（とびひ）						
伝染性軟属腫（水いぼ）						
アタマジラミ症						
疥癬（かいせん）						
皮膚真菌症 など						